

船橋市教育委員会会議 7月定例会会議録

1. 日 時 平成28年7月20日(水)
開 会 午前10時00分
閉 会 午後 0時06分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員 委 員 長 鎌 田 元 弘
委員長職務代理者 佐 藤 秀 樹
委 員 石 坂 展 代
委 員 鳥 海 正 明
教 育 長 松 本 文 化

4. 出席職員 教育次長 秋 山 孝
管理部長 原 口 正 人
学校教育部長 棚 田 康 夫
管理部参事兼施設課長 小 川 良 平
学校教育部参事兼保健体育課長 向 笠 真 司
学校教育部参事兼総合教育センター所長 秋 元 大 輔
生涯学習部参事兼青少年課長 古 畠 秀 昭
教育総務課長 度 会 益 己
学務課長 筒 井 道 広
指導課長 尾 楠 欣 也
社会教育課長 二 野 史 靖
文化課長 田久保 里 美
市立船橋高等学校校長 赤 熊 一 英
市立船橋高等学校教頭 工 藤 隆
生涯スポーツ課長補佐 蕨 孝 之

5. 議 題
 - 第1 前回会議録の承認
 - 第2 議決事項
 - 議案第39号 平成29年度船橋市立船橋高等学校第1年次入学者選抜要項について
 - 議案第40号 平成29年度使用船橋市立小・中学校教科用図書並びに特別支援

学級及び特別支援学級用教科用図書の採択について

議案第41号 平成29年度使用船橋市立船橋高等学校教科用図書の採択について

議案第42号 船橋市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について

議案第43号 船橋市西部地区における小学校の設置について

第3 報告事項

- (1) 平成28年度第2回船橋市議会定例会の報告について
- (2) 郷土資料館の改修工事に伴う事務室移転について
- (3) 平成28年度全国高等学校総合体育大会への出場報告について
- (4) 第36回船橋市中学校英語発表会について
- (5) 平成28年度船橋市青少年キャンプ及び船橋市・津別町青少年交流について
- (6) 学校プール開放事業について
- (7) プロ野球経験者による硬式野球教室について
- (8) 船橋市図書館条例等の一部を改正する条例（案）等の概要について
- (9) 船橋市運動広場条例の一部を改正する条例（案）等の概要について
- (10) （仮称）船橋市立船橋高等学校第3体育館新築工事請負契約の変更について
- (11) 坪井中学校用地の拡張について（補正予算）
- (12) 学校給食調理業務委託について（補正予算）
- (13) 文化振興基金積立金の増額について（補正予算）
- (14) その他

6. 議事の内容

【委員長】

おはようございます。

ただいまから、教育委員会会議7月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りいたします。

6月13日に開催いたしました教育委員会会議6月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、2名より申し入れがありま

した。

傍聴人の方を入场させてください。

(傍聴人入场)

【委員長】

傍聴人にお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について、守っていただき傍聴されるようお願いいたします。遵守いただけない場合には退室をお願いするような場合もございますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議案第42号については、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第1号に、議案第43号及び報告事項(8)から報告事項(13)については、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第5号に該当いたしますので、非公開としたいと思います。また、当該議案等につきましては傍聴人にはご退席願いますことから、同規則第7条に基づき、議事日程の順序を変更することとし、報告事項(14)の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第39号について、指導課、ご説明をお願いいたします。

【指導課長】

議案第39号 平成29年度船橋市立船橋高等学校第1年次入学者選抜要項について、ご説明いたします。

船橋市教育委員会組織規則第3条第14号には、市立高等学校及び市立特別支援学校高等部の生徒の募集、並びに入学者選抜の大綱を決めることとあります。また、高等学校管理規則第24条には、単位制による課程の第1年次の生徒の募集及び入学者の選抜の方法等についてはこの規則に定めるもののほか、毎年教育委員会が定め、あらかじめこれを告示するとございます。

市立船橋高等学校も千葉県の公立高等学校であるため、千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に準じて、選抜事務を進めているところでございます。また、選抜要項につ

きましては7月中に千葉県教育委員会に報告し、その後、一部が千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に掲載されることとなりますので、本日の教育委員会会議におきまして、ご審議をお願いいたします。

まずはじめに、千葉県の公立高等学校の入試制度におきましては昨年度と比べまして、応募資格、選抜方法等に大きな変更はございませんが、来年度の入学者より市立船橋高等学校の教育課程が学年制から単位制に変わることに伴い、第1学年から第1年次と変わります。また学区の拡大に伴い、市川市に義務教育学校があることから、4ページにございます、第2、出願、3に、「中学校」と記載されていたところ、「(義務教育学校を含む。以下同じ。)」と追加記載をいたしました。さらに普通科においては、市内優先枠を設けることから、第3、前期選抜の4行目から5行目にありますとおり、「普通科において募集定員の一部について、本人及びその保護者が船橋市内に住民登録をし、実際に居住し、中学校を平成29年3月卒業見込みの者を優先とする。」と追加記載をいたしました。

5ページの「期待する生徒像」で、「ア 学習成績が特に優れ、授業に積極的に取り組み、真面目に努力すること。」、「イ 英語において高い能力を有し、本校の国際交流活動や留学教育コースに興味・関心があり、その資質をさらに発展させる意欲があること。」となっていたところを、それぞれ、「ア 学習成績が特に優れ、本校の進学類型等に興味・関心があり、授業に積極的に取り組む意欲があること。」、「イ 英語において高い能力を有し、本校の国際交流活動や国際教養コースに興味・関心があり、その資質をさらに発展させる意欲があること。」と変更いたしました。

その他につきましては、本市の選抜要項の制度及び選抜内容は昨年度と同様でございます。

続きまして、平成29年度の入学者選抜の概要につきましてご説明いたします。資料4ページをごらんください。

第1の募集定員につきましては、普通科240人、商業科80人、体育科80人、それぞれ男女共学といたします。第2の出願につきましては、1にあるとおり、船橋市立高等学校の通学区域に関する規則に基づくものといたします。

資料の14ページをごらんください。

第2条のところに、普通科の学区の区域が記載されてございます。市内にございます県立高等学校と同様な学区になります。また、2の商業科及び体育科の学区につきまして、千葉県全域とするということで、昨年度までと同様に県内全域となっております。県の内外を問わず、他の公立高等学校との併願はできません。これ以外の入学志願者は高等学校の校長承認が必要となり、詳細につきましては15ページの船橋市立高等学校入学志願の特例に関する要綱に示してございます。

資料4ページに戻ります。第3、前期選抜につきましてご説明いたします。前期選抜の定員は普通科においては全体の募集定員の60%とし、144名。商業科及び体育科

は全体の募集定員の100%、すなわち80名といたします。

次に5ページをごらんください。

2、応募資格及び期待する生徒像等につきまして、ご説明いたします。

(1)の応募資格③に、「学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者」とありますが、中学校を卒業した者と同等以上の学力がある者ということでございます。この部分につきましては表記がわかりづらいということがございますので、ホームページで公開するときには注釈をつけ加える予定でございます。

(2)期待する生徒像につきましてご説明いたします。各学科とも人物にすぐれ、積極的な学習意欲のある生徒を期待する内容になっております。普通科、商業科を受験する者には高等学校が定めた期待する生徒像の項目、普通科におきましてはアからエ、商業科におきましてはアからウに当てはまる者に対して、自己表現を実施いたします。これは前もって自己申告をいたしまして、自分で表現をするということになります。

6ページをごらんください。

前期選抜の検査の期日は、平成29年2月13日及び14日でございます。第1日目、学力検査を国語・数学・英語・理科・社会について、各50分で実施いたします。2日目、普通科は自己表現、商業科は自己表現と面接、体育科は適性検査を実施いたします。自己を表現するという検査方法により、人物にすぐれ、学習意欲に富み、目的意識を持って志願し、入学後は充実した高校生活を送ろうとする意欲ある生徒を確保することを目的としております。体育科につきましては、適性検査として幾つかの運動種目から選択して実施いたします。

次に5の選抜方法でございますが、選抜方法につきましては(1)から(4)までの記載がございますが、調査書等の書類審査と、学力検査の成績、自己表現、面接、適性検査の結果を総合的に判定いたします。特に調査書の評価につきましては6ページにあります算式1で得られた数値を、選抜の資料といたします。

次に選抜結果の発表日時につきましては2月20日、月曜日午前9時に、船橋市立船橋高等学校において、掲示により発表するとともに、中学校の校長を通して志願者本人に通知することになっております。

続きまして、前期選抜枠の一部として実施する特別入学者選抜についてご説明いたします。7ページ、第4、及び8ページ、第5に記載してございます。船橋高等学校には特別入学者選抜といたしまして、海外帰国生徒と中国等帰国生徒の2つの入学者選抜を実施いたします。海外帰国生徒は普通科のみ、中国等帰国生徒は全ての学科で実施いたします。

次に後期選抜でございます。9ページをごらんください。後期選抜は、募集定員から前期選抜で入学許可候補者に内定した者の数を減じた人数を募集人数とするものでございます。商業科、体育科におきまして前期選抜で募集定員を満たした場合は、それぞれの後期の選抜は実施いたしません。応募資格につきましては前期選抜のものと同じでござ

ざいます。提出書類は、入学願書、調査書、個人成績一覧表、学習成績一覧表等となっております。提出の期日は平成29年2月23日の一日のみとなります。

10ページ、3の志願または希望の変更をごらんください。後期選抜は1回に限り、希望する学科の変更または志願する高等学校の変更ができます。

11ページ、5の検査の期日をごらんください。後期の選抜の検査期日は、平成29年3月1日の一日のみといたします。6の(1)学力検査の内容は、国語・数学・英語・理科・社会。各40分の検査時間といたします。さらに商業科では面接、体育科では適性検査を実施いたします。

次に、7の選抜方法について説明いたします。選抜の方法は、調査書、学力検査の成績、及び面接や適性検査の結果や、12ページに示しました算式2を用いまして、アからエまでを資料として、総合的に判定いたします。

次に、選抜結果の発表日時につきましては、平成29年3月7日、午前9時からでございます。

最後に第2次募集についてでございますが、第2次募集は、後期選抜までの入学許可候補者が募集定員に満たなかった場合、実施するということになります。普通科、商業科は面接及び作文、体育科は面接及び適性検査を実施いたします。

以上で、平成29年度船橋市立船橋高等学校第1年次入学者選抜要項についての説明を終わります。

なお、入学者選抜実施要項を要約した募集要項を、本市のホームページに掲載する予定でございます。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

説明ございましたが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

どうぞ。

【佐藤委員長職務代理者】

説明、ありがとうございます。募集定員が全部で10クラスということですよ。そうすると学校規模としてはかなり大きな規模になると思うのですが、問題は、またはメリットなどがもしあったらお聞かせいただければと思うのですが。

【委員長】

お願いいたします。

【指導課長】

学級数は、普通科が6学級、商業科・体育科が2学級ずつとなっておりますが、これにつきまして、県の教育委員会から生徒数の増減に応じて要請があったものについて、対応しているところでございます。

【佐藤委員長職務代理者】

県からの要望で募集定員がある程度決まってきたということですか。

【指導課長】

実は、県の要望ではもっと多く枠を広げてほしいということですが、敷地ですとか設備の面で、現状これで精いっぱいといった状況でございます。

【佐藤委員長職務代理者】

各科合わせて全体規模として、1学年で10クラス以上あるというところは、ほかに千葉県内ではあるのですか。

【指導課長】

幕張総合高等学校などがございます。

【佐藤委員長職務代理者】

1学年で10クラスとは多分、基本的に多いと思うのですが、ただ3つの科に分かれていますから問題ないでしょうけども、学校全体を取りまとめるに当たり結構大変なのかなと思い、お伺いしました。ありがとうございました。

【石坂委員】

来年度の入学者から単位制に、また、普通科の学区が拡大といったことは、以前に「まなびの風」をいただいて、たくさんご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、今回の入学者選抜の要項の中でももう少し目立つように、強調した方が良いのではと思いました。例えば太字にするとか、4ページにある船橋市内に住民登録していて実際に居住していて、3月卒業見込みの者を優先するといったところとか、5ページの(2)の①のアの「進学類型等」ですが、これが単位制のことを指すのかなど、注釈が必要ではないかと思えます。それからイの「本校の国際交流活動や国際教養コースに興味・関心があり」についても、もう少し目立つようにしないと、ちょっとわかりづらいです。もちろんご説明会でご案内があるとは思いますが。

【指導課長】

ご指摘ありがとうございます。

船橋市のホームページ上で公開する際は、目立つように配慮をさせていただきたいと思っております。また、入試選抜要項の冊子に掲載する際は県に準じることとなりますので、県の指示に従って掲載をさせていただきたいと思っております。また、夏に進路の説明会がございますので、はっきりわかるように説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

【石坂委員】

5ページのアに「進学類型等」という記載がありますが、これは単位制のことを指しているのでしょうか。

【指導課長】

はい。そうでございます。

【委員長】

ほか、いかがでしょうか。

私も少し石坂委員の発言のところに関係するんですけども、例えば入学してほしい入学者像。大学ではアドミッションポリシーという言い方をしますが、アドミッションポリシーを定めると同時に、どういうカリキュラムを組んでいるかというカリキュラムポリシー、卒業時にはどういう人間になっているかというディプロマポリシーという3つのポリシーがあります。これを大学では募集要項上に通常書いているのですが、県の指導だとしても、募集要項上でこういうアドミッションポリシーを定めるとしたら、中身はどういうポリシーになり、出口像はどういうポリシーなのか、市高ではそこは定めておられるので、やっぱり県がわかりやすい3つのポリシーの作り込みをした方が本当はいいのかなと、私も思いました。そういったことについても少し県にもお伝えいただけるといいのかなと思いました。

【指導課長】

ありがとうございます。

【委員長】

ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第39号 平成29年度船橋市立船橋高等学校第1年次入学者選抜要項についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第39号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第40号について、指導課、ご説明をお願いいたします。

【指導課長】

議案第40号について、ご説明いたします。

平成29年度使用船橋市立小・中学校教科用図書並びに特別支援学校及び特別支援学級用教科用図書の採択について、ご審議をお願いいたします。なお、議案書の21ページから23ページにつきましては、本日配付した資料をごらんいただければと存じます。

平成29年度に、船橋市立小・中学校並びに船橋特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書を採択するに当たり、船橋市教育委員会組織規則第3条第15号の規定に基づき、議決を得る必要があるため、本議案を提案いたします。

本年度の教科書採択の事務は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定及び千葉県教育委員会の指導により、小学校及び中学校教科用図書は平成27年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。次に、特別支援学校及び特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に規定する教科書については、毎年度異なる図書を採択できることとなっております。

したがいまして、本年度本市で採択の検討をしなければならないものは、特別支援学校及び特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条の規定により教科書、すなわち一般図書となります。これらにつきましては7月5日付で、船橋市教科用図書選定委員会から、専門調査員の報告に基づき、選定を行った結果の報告を受けましたので、本日の議案として提案しております。

それでは特別支援教育の教科用図書の採択の検討に先立ちまして、まず平成29年度に使用する小学校及び中学校の教科用図書の採択をお願いいたします。

先ほど申し上げましたとおり、教育委員の皆様にご採択していただきます教科用図書は、平成27年度に採択した教科書と同じものとなります。小学校教科用図書は、議案書19ページ、中学校教科用図書は20ページに記載してございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございます。

ご説明いただきましたが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

それでは、まず29年度使用船橋市立小・中学校教科用図書についての採決ということによろしいですね。

【指導課長】

お願いいたします。

【委員長】

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

【指導課長】

ありがとうございます。

続いてよろしいでしょうか。

【委員長】

はい。

【指導課長】

続きまして、平成29年度船橋特別支援学校及び小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書選定の結果につきましては、この後、船橋市教科用図書選定委員会委員長でございます秋山教育次長から報告いたしますので、教育委員の皆様にご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、教科書についての質問は、総合教育センター教育支援室長が答えますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

【委員長】

お願いします。

【教育次長】

それでは、まずこれまでの教科用図書選定作業の概要についてご説明いたします。

本年4月の教育委員会会議定例会におきまして、平成28年度船橋市教科用図書選定委員会規約についてご承認をいただき、5月の定例会におきまして、選定委員会の委員についてご承認をいただいたところです。5月23日に、第1回船橋市教科用図書選定委員会を開催いたしまして、規約の確認、会議の予定、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を調査、研究するための専門調査員を承認いたしました。

さらに6月1日、専門調査員会を開催し、学校教育法附則第9条本の調査研究を依頼いたしました。調査研究に当たっての観点につきましては、お手元の平成29年度使用教科用図書調査研究報告書の2ページから3ページにございますように、内容について、組織・配列について、表現について、造本についての4項目それぞれに、調査研究の観点を示してございます。

続きまして、7月5日、第2回の教科用図書選定委員会を開催いたしまして、専門調査員から調査研究の報告を受け、選定委員7人の協議の上で選定したものでございます。

以上が概要でございます。

次に、その選定結果についてご説明いたします。

特別支援学校小学部、中学部及び小・中学校の特別支援学校に在籍する児童生徒の教科用図書につきましては、ただいま採択いただきました文部科学省検定済み教科書、次に別冊議案書の23ページの下段にございます、2、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書、いわゆる星本を使用することが原則となっておりますが、児童生徒の障害の種類や程度など、実態に応じて学校教育法附則第9条の規定により、一般図書の中から選べることとなっております。この一般図書につきましては、毎年度採択をしていたいただいているものでございますが、選定に当たりましては先ほど申しました児童生徒の障害の種類や程度に合った教科用図書を選ぶということから、選択の幅を持たせることが必要であると考えました。

したがいまして、選定委員会としましては、専門調査員の報告の中で特に問題となる事項が指摘されたり、確認されるといったことがございませんでしたので、新しく、千葉県教育委員会が追加した国語1冊、算数・数学1冊、生活・社会4冊、職業・家庭2冊の計8冊を全て選定したところでございます。

具体的には議案書の21ページから23ページ、平成29年度使用教科用図書特別支援学校及び小・中学校特別支援学級の1、学校教育法附則第9条の規定による一般図書の表で、太字にしている部分でございます。具体的に申し上げますと、国語では41番、福音館書店の「ぐりとぐらの絵本 ぐりとぐらの1ねんかん」の1冊。算数・数学では、22番、日本教育研究出版の「ひとりだちするための算数・数学」の1冊。生活・社会では6番、学研マーケティングの「はっけんずかん のりもの改訂版」、9番、学研マーケティングの「あそびのおうさまずかん1 からだ増補改訂」、14番、教育芸術社の「5訂版歌はともだち」、20番、東洋館出版社の「くらしに役立つ理科」の4冊でございます。職業・家庭では、16番、のら書店の「はじめのこうさくあそび」、18

番、ブロンズ新社の「しごとば」の2冊です。

なお、太字以外の欄記載の一般図書は、昨年度も採択していただいておりますので、本年度選定した8冊を加えてよろしいか、ご審議をいただきまして、国語で44冊、算数・数学で27冊、生活・社会で32冊、職業・家庭で19冊、外国語で6冊の、合計128冊を採択していただくということになります。

あわせて、23ページに記載してあります、2、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書、いわゆる星本につきましても採択をお願いしたいと思います。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ご説明いただきましたが、ご意見、ご質問等お願いいたします。

特に9条本の太字の部分、お手元の資料を見ていただいて、ご意見等賜ればと思います。いかがでしょうか。

【鳥海委員】

国語についてですけれども、一般の図書の中では、本当にぜひとも子どもに読ませたいというものが毎年多く出ていますし、見逃されているけれども、いい本というのはたくさんあると思うのです。なので、よりすぐりのものという考え方でいいかと思いません。しかし「ぐりとぐらの1ねんかん」を拝見しますと、まず特別支援学級・学校の低学年のものだと思いますが、一般の本としては非常によくできている本ですね。

ただ、仮名が小さいとか、絵が左手にありまして、右側の文字のバランスは美しいバランスだと思うのですが、子どもたちに読ませるのだったら、もっと大きくてよいだろうと。余白は要らないから仮名がもっと大きくなる余地が十分にある本だろうというふうにまず思います。そして見ていただくとわかるように、ほとんどが緑と赤が強いですね。子どもの障害の中には視力の障害もあるかと思えますし、小学校中学年から高学年にかけて斥力、赤と緑が色弱だったということが何となくわかってくる。見分けがつくようになってくる子どもが非常に多いですね。これらの検査って余りしませんので、何となく先生方だとわかると思うんですけれども、子どもに絵を描かせますと、何かグレーっぽい、黒っぽい絵を描く子がいますね。これは斥力の色弱のパターンですが、存外多いですね。

ですから色使いとしては非常に自然を意識しての緑、赤なのかもしれませんが、せっかく少ない中から選定するというのであれば仕方ありませんが、かなり数がある中からのよりすぐりということになると、もっといろいろな配慮があつていいのかなというふうに、少し思います。

これは意見ですけれども、ですから今後、選んでいく過程の中で、すぐれたものはたくさんあると思うんですけれども、対象を本当に吟味して、吟味して、いろいろな配慮があるといいなというふうに思います。

【委員長】

ありがとうございます。ご意見ということで受け取ります。

【教育長】

8冊、見せていただきました。皆さん、一生懸命選んでいただいて、子どもたちにこれが必要かな、大切かなということで選んでいただいたと思いますけれども、「歌はともだち」という音楽の、音楽というか、この中でいくと生活・社会科の本ですが、一般の中学生なんかが使ってもいいかなと思うような本なのですけれども、表紙はとてもかわいい感じで興味を引かれますが、内容的には特別支援学級や特別支援学校の子どもたちには少し難しいのではないかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

【教育支援室長】

歌の本でございますが、障害のあるお子様、歌はとても大好きなお子さんが非常に多くて、この本につきましては簡単な曲から難しい曲、それから最近の歌から、昔の歌、あるいはリコーダーの演奏曲から手遊びの歌まで、150曲近く掲載されております。楽譜が載っているので難しく感じますが、子供の実態に応じて選曲することができると考えております。この本を活用して、歌詞カードをつかって、行事の歌を歌って、意識を高めていったりすることも可能かなと考えております。子供の実態に合わせて教科書を選んで、担任の先生に活用していただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

すみません。私からも質問させてください。

理科と算数・数学ですが、理科は「くらしに役立つ理科」、算数・数学は「ひとりだちするための算数・数学」、実際に生活場面を想定した、ある意味テーマ性のある教科書で大変いいかなと思いますが、例えばどのような児童生徒さんに、どのように使って、教えていくのでしょうか。その辺の進め方と使い方を教えていただければと思います。

お願いします。

【教育支援室長】

障害のあるお子さんにとっては、具体的な体験を抽象的に変えていくということが一つの課題となります。その点で、こちらのほうは生活と密着した学習の内容が掲載されている本です。生活で得た具体的な経験からこの本を使って抽象的な学習へと、さらに具体的な経験へフィードバックできるということが、この本は可能になっているのかなと考えております。中身的には軽度な障害のお子さんを対象とした、将来、社会的自立ですとか、一般就労を目指すお子さん向けに考えております。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。大変よく理解できました。
ほか、いかがでしょうか。

【石坂委員】

算数の「ひとりだちするための算数・数学」ですけれども、こちらの編集が子どもたちの自立を支援するとなっていて、前書きに、特別支援学級、支援学校での算数・数学の学習を進めていく上でも、どのようにしたらいいか、どういうふうに教えたらいいかとか、現場の声に傾けて編集されたというのが書いてあるので、すごく有効に使えればいいなと思います。

【委員長】

ありがとうございます。
ほか、ご意見、ご質問等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、特別支援学校及び特別支援学級用教科用図書の採択についてを採択いたします。
ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。
それでは先ほどの小・中学校教科用図書、あわせて議案第40号については、原案どおり可決いたしました。
続きまして、議案第41号について、指導課、ご説明お願いいたします。

【指導課長】

議案第41号について、ご説明いたします。

平成29年度使用船橋市立船橋高等学校教科用図書の採択について、ご審議をお願いいたします。

平成29年度に船橋市立船橋高等学校で使用する教科用図書を採択するに当たり、船橋市教育委員会組織規則第3条第15号の規定に基づき、議決を得る必要があるため、本議案を提案いたします。内容につきましては、この後、選定委員長であります船橋高等学校、赤熊校長から説明があります。

なお、説明の後、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

教科書についての質問につきましては、船橋高等学校校長が答えますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

お願ひします。

【市立船橋高等学校校長】

市立高等学校校長でございます。

それでは市立高等学校の使用教科書の選定につきまして、その選定概要を、お手元にご覧いただけます、平成29年度使用教科用図書研究報告書を用いて、ご説明申し上げます。まず、2、3ページをごらんください。教科書の選定に当たり、内容、組織・配列、表現、造本、この4つの観点から研究をいたしました。その結果、4ページから5ページの平成29年度選定教科書一覧にございます60冊を選定いたしました。このように選定冊数が多いのは、本校が普通科、商業科、体育科の3学科を有し、さらに普通科では文系、理系、留学教育コースの3つのコースの教育課程を設定し、きめ細かな指導を行っているからでございます。

次に本日までの選定経過について申し上げます。まず校内で教科書選定委員会を設置して、5月16日に第1回委員会を開催いたしました。その後、教科ごとに教科主任を中心に、教科書研究会を各教科、3回から5回開催し、選定本を教科書選定委員会に報告いたしました。これを踏まえて6月17日に、保護者の代表として、父母と教師の会の会長、副会長を加え、第2回の委員会を開催し、ご意見を頂戴いたしました。その結果、来年度は4、5ページにございますとおり、変更の欄に丸のある変更本2冊、そして継続本が58冊、計60冊を選定いたしました。

変更した2冊につきましては、冒頭の4つの観点から比較本を比較して、6ページ以降の調査研究報告書のページをお示ししながら、個々にご説明いたします。なお、変更本とそれぞれの変更理由書については149ページ、150ページにございますので、

参考としていただければと思います。

まず6ページでございます、国語総合でございます。この科目は1年生全クラス4単位の科目でございます。選定した大修館書店の教科書は、小説、随筆、評論がバランスよく配置されており、かつオーソドックスな小説が掲載されていること、また、古典における生徒の学習意欲を喚起するために、感情移入したり、時代背景を味わえる作品が多く掲載されていること、全体に基礎学力の定着に適した内容であり、表現学習が無理なく実践できるような工夫がされていることなど、総合的に評価して選定いたしました。

比較本の報告は7、8ページでございます。比較本の中に現行の高等学校国語総合、第一学習社のものが入っていない理由は、今年度の教科書目録に、現行教科書は掲載されておりません。新訂版、改訂版同士の比較という形でさせていただきました。

次に、日本史B、22ページでございます。こちらは普通科の文系と留学教育コースの3年生、商業科と体育科の3年生の4単位の科目でございます。選定した山川出版の教科書は通史として日本史を理解できるよう工夫されており、各時代像と時代の変化に着目した記述がなされております。生徒は本文を通読することで、歴史の流れをつかむことが容易になります。現行の採用本と比較しますと、記述の豊富さだけではなく、歴史研究の新たな成果を踏まえた絵画、出土品、景観等、さまざまな資料を多く掲載されており、特に大学進学のための受験を目指す生徒の理解にとって大変役立つものと考えております。比較本の研究書は23ページでございます。比較本の中に現行教科書、高等学校日本史B最新版、清水書院が入っていない理由としては、国公立大学を含め、入試対策を考えた場合、情報量の多い教科書が必要であると考え、その教科書を比較検討して選んだものでございます。

以上が変更本2冊についての選定理由でございますけれども、いずれも来年度からの教育課程変更、単位制導入、授業時間の増加、進学に特化した類型、これを考慮した選定変更でございます。継続本58冊とあわせてご審議いただければと思います。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ご意見、ご質問等よろしくお願いたします。

【佐藤委員長職務代理者】

すみません。基本的なところで、研究報告書のことでもちょっとお伺いしたいのですが、幾つもある教科書の中から選ぶに当たり、比較本というのが1冊、2冊しか出ていないのですけれども、理由をお聞かせいただければと思います。

【市立船橋高等学校校長】

教科書の中には商業科、芸術科など専門科目の中には1社ないし2社しか発行していない教科書があります。

それから全国的に見ても、そういう使用冊数が少ないという状況のある科目につきましては、教科書会社の採算もあると思いますので、限定した教科書しか発行していないと、そういう理由からでございます。通常、複数ある場合には3冊の比較本としております。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

佐藤委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【佐藤委員長職務代理者】

はい。

【委員長】

ほか、いかがでしょうか。

【石坂委員】

英語についてですけれども、留学教育コースから国際教養コースへの変更は来年度からになりますけれども、今回採択する教科書はそのコースに対応しているものでしょうか。

【市立船橋高等学校校長】

この採択したものにつきましては、十分にセンター入試対応も含めた対応ができる教科書になっております。

【委員長】

ありがとうございます。

石坂委員、よろしいでしょうか。

私からも関連してですが、今の英語のご説明もそうだし、先ほどの日本史も国語も基本的に教育課程が変更されて、進学に特化した類型をつくっている。英語は変更していませんが、一連の変更は国語と日本史というのが進路希望にも沿ったというような考え方で変更されたということが背景にあるということによろしいのでしょうか。

【市立船橋高等学校校長】

はい。そのとおりでございます。来年度からの部分で、特に普通科においての進学類型、ここについては、普通科文系、これを大いに意識しておりますので、その点で国語、社会の日本史を意識したところでございます。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

【佐藤委員長職務代理者】

ちょっと聞きづらいことではありますが、高校ですから当たり前ですが、いわゆる学力的なレベルの差というのは学校間にはあるとは思いますが、意中の教科書を選ぶに当たっての難易度的なものというのは、どのようなレベルで設定をしたのかお伺いしたいのですが。

【市立船橋高等学校校長】

今も少し触れましたが、いわゆる入試に関しては標準レベルで、センター入試、これに十分対応できる内容でございます。ただ、先ほど申し上げたように、学科が3つに分かれておりまして、それぞれの学科の実態に合わせ、使いやすさと生徒に適したものを選んでいくというところでございます。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

【佐藤委員長職務代理者】

もう1点、お伺いしたいのは、選定の中で保護者の方が入られて選定をしたということをお伺いしましたが、保護者の方から何かご意見とかありましたらお聞かせいただければと思うのですが。

【委員長】

お願いします。

【市立船橋高等学校校長】

まずご自身の高校時代との比較をされ、非常にカラフルで、意味合いとしては「すて

きな教科書になっている」「見やすい」「使いやすい」、先ずはそのような印象をもたらしたようです。それからもう一つ、これだけ冊子として百数十ページにわたる比較検討の資料があるということは、各教科で毎年十分な吟味をして選んでいるのですねというご意見、ご感想がございました。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

佐藤委員、よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、議案第41号 平成29年度使用船橋市立船橋高等学校教科用図書採択について、採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第41号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

はじめに、報告事項（1）について、管理部、報告をお願いいたします。

【管理部長】

では、よろしく申し上げます。

私のほうから、報告事項（1）について説明をさせていただきます。お手元の資料、別冊の1、報告事項（1）平成28年第2回船橋市議会定例会についてのご報告になります。

まず1ページ目をごらんいただければと思います。

議会の会期でございますけれども、5月25日から6月27日までの34日間でございます。この定例会の当初提案の議案につきましては、教育委員会に関連する議案はございませんでした。日を追って、6月21日に、郷土資料館の改修に伴う補正予算を追加提案してございます。

したがって、6月2日、それから6月3日、こちらは議案の質疑がございましたけれども、こちらでは報告事項はございません。

次に、一般質問でございますけれども、6月6日から10日まで、5日間にわたりま

して質問をお受けしてございます。こちらの一般質問の概要につきましては資料の3ページから整理をさせていただいておりますけれども、多岐にわたりますので時間の関係上、割愛をさせていただきます。

23ページにお進みください。

6月20日に文教委員会が開かれております。こちらには先ほど申し上げたとおり、付託された議案はございませんでしたが、寄せられた陳情が8件ございまして、この審査がなされております。こちらの資料上は7件を記載してございますが、1件は所管がございませんで、委員のみの審査ということで、資料には掲載はしてございません。後ほど簡単に説明させていただきます。

ではそれぞれの審査の概要と採決結果をご報告させていただきます。

24ページから26ページまで、まず陳情第44号 消滅危機の言語の保全及び継承に関する陳情でございます。こちらにつきまして質疑はございませんでした。討論に移りまして、不採択の立場で日本共産党の委員から、「アイヌ語を保全、継承・研究することは大切であるが、学校や図書館で特別扱いは政治介入になりかねない」というような討論がございました。文教委員会での採決でございますけれども、賛成者なしで、不採択にすべきものと決し、本会議でも賛成者なしで不採択となっております。

次に28ページから30ページをごらんいただきたいと思っております。

陳情第45号 義務教育課程における平和教育の課題図書に関する陳情でございます。こちらにも質疑はございませんでした。討論に移りまして不採択の立場で、日本共産党の委員から、「平和は大切なことであり、これを保つ努力も必要であるが、陳情内容が支離滅裂であり、政治介入になりかねない」という討論がございました。文教委員会での採決でございますが、賛成者なしで不採択にすべきものと決し、本会議でも賛成者なしで不採択となっております。

32ページから34ページをごらんいただきたいと思っております。

陳情第49号 教育予算拡充の意見書提出に関する陳情でございます。こちらにも質疑は特にございませんでした。討論に移りまして採択の立場で、日本共産党の委員から、「次代を担う子どもたちのために大切なことである。陳情に記された7項目は全て重要である。特に学校施設整備費についてであるが、熊本の場合、多くの学校は2013年度に耐震化が完了しているが、体育館のつり天井等への対応のおくれや、耐震化の基準も甘かったから、熊本地震では避難所となっている学校自身が損壊し、避難所の機能が果たせない結果となっている。そうした中で本市では、学校環境整備交付金の交付が削られ、トイレ等改修計画に影響が出ている。学校の施設整備は子どもたちだけでなく、災害時に大きな役割を果たすものであると再認識すべきである」との討論がございました。

文教委員会での採決でございますけれども、全会一致で採択すべきものと決しております。また、委員長から意見書について提案があり、これを了承し、本会議でも全会一

致で採択。発議された意見書も全会一致で可決されてございます。

36ページから38ページをごらんいただきたいと思います。

こちらは申しわけありません、36ページの資料でございますが、陳情50号、表題のところですが、中ごろですけれども、「厳正な捜査」のソウサの漢字が違っておりますので、訂正させてください。

では、陳情第50号 教科書贈収賄事件について速やかで厳正な捜査を求める意見書提出に関する陳情でございます。こちらにも質疑はございませんでした。討論に移りまして、不採択の立場で、自由民主党の委員から、「公平、透明な採択が行われ、懲戒処分者もなく、影響はなかったと聞いている。今後は疑いの持たれることのないように進めてほしい」との討論が、また採択の立場で、研政会の委員から、「一般質問でも取り上げたが、教科書は児童生徒に大きく影響を与えるものである。十分に事実関係を調査し、再発防止に努めるべきである」というような討論が、また不採択の立場で、日本共産党の委員から、「6月10日には公正取引委員会が独占禁止法に抵触する可能性があり、教科書会社9社に警告を発する方針を決めている。捜査は進行中であるが、贈収賄の断定は難しいと考える。教育現場における不正は公務員への不信を招き、あってはならないことであるが、これを契機に教科書の統制や介入の強化が生じることを危惧する。断定的な主張に従って意見書を提出すること。陳情の中にある教育現場の意見という記述も不明であり、東京地検特捜部長を意見書の提出先にしていることも疑問である」との討論が、また不採択の立場で、公明党の委員から、「現在捜査中の事案であり、検察の捜査を見守るべきである」との討論がございました。

文教委員会での採決の結果でございますが、研政会の委員のみの賛成少数で不採択にすべきものと決し、本会議では研政会の議員のみの賛成少数により不採択となっております。

40ページから42ページをごらんください。

陳情第48号 義務教育費国庫負担制度の堅持の意見書提出に関する陳情でございます。こちらにも質疑はございませんでした。討論に移りまして採択の立場で、日本共産党の委員から、「義務教育に係る国の負担は2分の1から3分の1に減少している。教育水準の維持向上のために、もとの2分の1に戻す必要もある。憲法にも定められた国の責任である」との討論がございました。文教委員会での採決の結果でございますが、全会一致で採択すべきものと決しております。また、委員長から意見書について提案があり、これを了承し、本会議でも全会一致で採択。発議された意見書も全会一致で可決されてございます。

44ページから47ページをごらんください。

陳情第51号 公立の全小中学校への特別支援教育支援員の配置に関する陳情でございます。こちらは質疑がございました。主な質問でございますけれども、通常学級に在籍する障害のある児童生徒の数、それから年度当初からの通級利用の状況、障害をお持ち

ちの方の認定、学校訪問の対象となっている児童生徒はどれくらいの数か、支援員が必要となった場合に配置するまでにどのくらいの期間を要するのか、配置するまでに問題が生じることはあるか、などの質問がございました。

討論では不採択の立場で船橋清風会の委員から、「支援の必要性はケース・バイ・ケースであり、一律の全校配置ではなく、個々のニーズに応じて対応すべきである」との討論が、採択の立場で日本共産党の委員から、「インクルーシブな教育環境整備が大きな課題である。支援を要する児童生徒が在籍しない学校はない。本市においては当面は必要な児童生徒に必要な支援員を配置すべきである」との討論が、不採択の立場で公明党の委員から、「必要性に応じて実態に即した支援の方法が望ましい」、不採択の立場で新成の委員から、「船橋の支援員の配置は国よりも手厚い。仮に一律に配置した場合には、児童生徒の実態とミスマッチが生じる可能性もあり、現状の配置方法が最も適正である」との討論がございました。

文教委員会での採決の結果でございますけれども、日本共産党の委員のみの賛成少数で、不採択にすべきものと決し、本会議では日本共産党及び市民社会ネットワークの議員の賛成少数により不採択となっております。

48ページから50ページをごらんください。

陳情第47号 学校給食の献立の改善等に関する陳情でございます。質疑はございませんでした。討論では不採択の立場で日本共産党の委員から、「この陳情は感想を述べているだけで、本市の状況と異なる内容が記述されている。本市の学校給食との関係性もなく、一般的な意見にとどまっている」との討論がありました。文教委員会での採決の結果でございますが、賛成者なしで不採択に決すべきものと決し、本会議でも賛成者なしで不採択になってございます。

先ほど申し上げました資料にございませんが、このほかに陳情第46号ということで、超絶公然猥褻行為を表すオブジェの撤去を求める意見書提出に関する陳情が審査されてございます。この陳情でございますけれども、中央区浜町公園に設置されたオブジェが卑わいであり、撤去等を求める意見書の提出を求めています。先ほど申し上げたとおり、所管がなく、資料にも記載がございません。結果でございますけれども、賛成者なしで不採択にすべきものと決し、本会議でも賛成者なしで不採択に至ってございます。

申しわけございません。20ページにお戻りください。

最後に、郷土資料館の改修工事費の増額のための議案第12号 平成28年度船橋市一般会計補正予算でございます。こちらは6月13日の定例教育委員会会議で、改めて市長からの意見聴取につき、異議のない旨議決をいただきまして、6月21日に追加提案をしまして、同日付で議案質疑が行われてございます。ここに資料の20ページ、21ページにありますように、2人の議員の方からご質問いただいております。

その主な内容でございますけれども、郷土資料館リニューアルオープン後の運営の充実に向けた学芸員の配置、施設の維持管理等の所管のあり方、事務分掌規則等の表記の

仕方、その理解と整理、補正予算が必要となった責任の所在や補正予算を追加提案した理由。それから建築技術担当のあり方、議案の丁寧な提案の仕方などが質疑となっております。

恐れ入ります。もう一度51ページにお戻りください。

21日に本会議で質疑を行いまして、6月22日に予算特別委員会に付託されてございます。まず質疑の主な内容でございますけれども、郷土資料館の当初の竣工の状況。竣工図や書類の保存状況。それから公共建築物保全計画及び公共施設等総合管理計画の策定のプロセス及び考え方。補正予算案の提案に当たり、当初の市長の意見聴取に対する回答を、教育委員会が取り下げた理由。改めて回答を議決した際の教育委員会会議での協議内容。不具合の確認ができなかった原因、これは追加工事となった部分の不具合のことでございます。

それからその確認ができなかった、竣工当時、点検孔がなかったということですが、この必要性。ジャンカ、コンクリートの打設不良の柱が生じまして、この補強をどうするのか。こういった工事の管理方法。リニューアルオープンがおくれることへの周知等の対応。同一施工者による他の建築物等の施工不良の調査確認。保全計画に基づく長寿命化と建てかえの考え方の整理。最終的な工事費の見込み。追加工事を重ねることによる契約締結に係る議会での議案の取り扱い。当時の工事が施工不良なのか、それとも経年劣化なのか。それからアスベストがあったのか。現在工事期間中ですが、休館中の郷土資料館のホームページの扱い。あとはリニューアル後の駐車場の運営の充実。それから補正予算に伴う追加工事の契約方法等々、多岐にわたって質疑がございました。

討論に移りまして賛成の立場で、研政会の委員から、「補正予算はしようがないと思うが、こういう事態が起きたときに丁寧に納得できるように議会に説明すること。各所管に任せている資料、文書の保存の方法の再検討、事務事業を進めるときの決裁の際の自覚、事務分掌のあり方の検討、工事等の執行の際の外部の力の利用——技術の利用ですね。それから人材の育成の必要性を考えて業務に取り組んでもらいたい」というような討論が、賛成の立場で、公明党の委員から、「耐震補強の工事の必要性を認める。今回改修工事を契機に大きな不具合が発見され、幸いなことと思う反面、平時からそういった不具合が発見できなかったことは残念である。施設の設置維持管理は建築主の良識によるもので、災害がいつ発生するとも限らないので、安全第一で取り組んでもらいたい。施設の充実、利用者への安全確保の観点から賛成する。理事者には、不測の事態を未然に防ぐ取り組み、発生時の現場の確認、報告等速やかな取り組みを求める」との討論が、賛成の立場で、船橋清風会の委員から、「教育委員会での取り扱いをめぐり、議案の取り下げ、再提案の経緯があった。補正予算に際し、建てかえ及び複合施設化への転用等も議論もあったかどうかは不明であるが、市民が今後郷土資料館を安全に利用するために必要な経費と考える。他の施工不良に対しても調査が必要であり、市民生活の

安全のために全力で取り組むことを期待し、賛成する」との討論が、賛成の立場で、日本共産党の委員から、「改修しないわけにはいかないので賛成するが、数々の問題が生じた手抜き工事を隠蔽した施工者の責任を市として厳しく問うこと。他の公共施設に同様の問題がないか確認すること。再発防止のため、工事管理の方法を構築することを求める」との討論が、賛成の立場で、新成の委員から、「発覚の経緯について説明があったが、納得はしていない。耐震診断において、建物状況確認に努力が足りなかったのではないか。また、耐震診断における責任の所在が不明である。今後十分に安全の確保をできる体制を考えてほしい。工事の管理、点検に万全を期してほしい。工事総額が増額し、今後、学芸員も充実のために採用されたと聞くので、リニューアルオープン後の充実に向けて、十分な準備をしてほしい。PRも積極的に行い、来館者が増加することを期待する。団体を迎える対応策も検討してほしい」との討論がございました。

最終的な予算特別委員会での採決の結果でございますが、全会一致で可決すべきものと決しまして、本会議でも全会一致で可決をいただいております。

以上、報告事項（１）平成２８年第２回船橋市議会定例会のご報告でございます。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ただいま多岐にわたり報告いただきましたが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。どこからでも結構です。ご指摘がある場合はページ数を言っていただければ。

【佐藤委員長職務代理者】

予算特別委員会では、お疲れさまでした。思ったより、この資料を見るとかなり多岐にわたっての議論があったなと思っていて、そういう意味では私たち教育委員も、もうちょっと慎重に議論したり、いろいろな場が確かに必要だったのかなと思うところもあります。私たちが思う以上に、もっともっと精査というのが重要であるということ認識しなければいけないなと思いました。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして報告事項（２）から報告事項（７）については、定例の報告事項であるため、質疑を一括して行いたいと思います。

何か、事前に目を通していただいた範囲で、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

報告事項（２）から（７）まで。よろしいでしょうか。

どうぞ。

【佐藤委員長職務代理者】

船橋市と津別の交流で、ことしは受け入れ側ですよ。

【教育長】

受け入れ側ですよ。

【佐藤委員長職務代理者】

ホストファミリー等の確保というのは、もう全て問題なく終わって、時期的に大丈夫だと思いますが、如何ですか。

【青少年課長】

津別との交流事業は、今年度は迎え入れる番でございまして、ホストファミリーも当初思っていたより、多数の方に応募いただき、逆にお断りするという事になってしまいました。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【石坂委員】

市船の総体に向けて、また応援したいと思っておりますので、教えてください。

あと郷土資料館の事務室移転の話は以前に伺っていましたか。それと移動博物館での資料の展示解説というのがありますけれども、これについても少し教えてください。

【委員長】

お願いします。どこからでも結構です。

【文化課長】

本日、郷土資料館長、出席しておりませんので、私のほうからお話しさせていただきます。移動博物館は学校から希望がありましたら、郷土資料館が出向いてニーズにあった展示、説明を行うことを周知しております。

それからもう1点、事務室移転の話も、こちらは前回は行っているかとは思いますが、飛ノ台の史跡公園博物館4階の資料室へ事務室を移動しております。電話、ファクス等

は現在の番号を使い転送されるようになっておりますので、市民の皆様にご迷惑をかけないように努力はしていると聞いております。

以上です。

【石坂委員】

ありがとうございます。移動博物館についてももう少し質問したいのですが、今まで出ていた要望とか、学校から等あって、例えば貝塚でどんなものが出土したかわかりませんが、飛ノ台のいろいろな資料を持って、学校に行って説明して下さるのでしょうか。

【文化課長】

今回の移動博物館というのは、郷土資料館が行うため、暮らしの道具が中心になっております。倉庫にあるもの展示物を学校に運び、子どもたちに昔の生活で使っていた道具を展示して、説明をするということを、従来もやっておりましたが、この休館中も引き続き希望があれば出向いて実施をするということになっております。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、報告事項14、その他で何か報告したいことがある方は報告をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

続きまして、先ほど非公開と決しました、議案第42号及び議案第43号、並びに報告事項の8から報告事項13の報告に入りますので、傍聴人はご退席をお願いいたします。

(傍聴人退場)

【委員長】

それでは、議案第42号について、生涯スポーツ課、説明をお願いいたします。

議案第42号「船橋市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」は、生涯スポーツ課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、議案第43号について、学務課、ご説明をお願いします。

議案第43号「船橋市西部地区における小学校の設置について」は、学務課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項（8）から報告事項（13）の審議に入りますが、当該議案を審議するに当たり、初めに教育総務課、説明をお願いいたします。

【教育総務課長】

報告事項（8）から報告事項（13）につきましては、平成28年第3回船橋市議会定例会に提案する予定の案件で、事業等の内容について事前に委員の皆様にご説明させていただくものでございます。

なお、教育委員会会議8月定例会にて、当該案件について市長から意見聴取がある予定でございます。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

それでは、報告事項（8）について、社会教育課、報告をお願いいたします。

【社会教育課長】

報告事項（8）船橋市図書館条例等の一部を改正する条例（案）等の概要について、ご説明させていただきます。

資料は別冊2の9ページから11ページとなっております。9ページをごらんください。

対象の条例は①の昭和56年船橋市条例第22号と、資料に②と書いてあります平成28年船橋市条例第27号の2つの船橋市図書館条例です。②の平成28年船橋市条例第27号は現在、指定管理者制度導入の準備行為のみ施行されておりますが、平成29年4月1日施行ですので、それまでは2つの図書館条例が存在するような形になっております。②の平成28年船橋市条例第27号が、平成29年4月1日に施行されると、①の昭和56年船橋市条例第22号は、平成28年船橋市条例第27号に全部改正がされます。そのため、条例は②の平成28年船橋市条例第27号だけが平成29年4月1日に残ります。

改正の内容についてですが、船橋市西図書館は、現在、西船橋の国道14号線沿いの

西船5丁目26番25号にあります。9月5日にこちらを休館し、JR西船橋駅線路沿いの西船1丁目20番50号に新設した新しい西図書館を10月に開設するに当たり、2つの船橋市図書館条例に規定されている位置の変更を行うものでございます。

施行日は平成28年10月21日で、この日が新しい西図書館のリニューアルオープン日となります。

開館日は8月の定例記者会見で発表されますので、その際に日にちを公表する予定です。それまでは外部からの問い合わせに関しましては、これまでどおり、開館日は10月下旬と説明してまいります。

下の開館時間の変更に伴う規則の改正ですが、新しい西図書館のリニューアルオープンの際、平日の開館時間を夜8時まで延長するため、開館時間を規定している船橋市図書館条例施行規則の一部改正を行う予定でございます。

新しい西図書館の施設の概要については10ページ、11ページをごらんください。

あと資料にはございませんが、7月15日に指定管理者候補者の申請期間が終わり、3者の申請がございました。それをここでご報告させていただきます。詳細の説明につきましてはまだ選定途中であることから省略させていただきますが、今後は選定委員会で8月に書面審査、9月に面接審査を行い、指定管理者候補者を選定していく予定です。説明は以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

途中なのですが、5分ほど休憩します。

(休 憩)

【委員長】

それでは再開いたします。

先ほど報告事項(8)についてご報告いただきましたので、そのご報告内容につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひします。

この案件につきましては平成28年第3回船橋市議会定例会に提案するよう、事務を進めることとしてよろしいか、というようなところを問いたいということなのですが、ご意見ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

それでは異議なしと認めます。

続きまして、報告事項（9）について、生涯スポーツ課、報告をお願いいたします。

【生涯スポーツ課長補佐】

船橋市運動広場条例の一部を改正する条例（案）等の概要について、ご説明いたします。

この条例は現在整備中の高瀬下水処理場上部運動広場を設置するに当たり、平成28年5月1日に施行された船橋市運動広場条例を改正して、その設置及び管理について規定するものでございます。

高瀬下水処理場上部運動広場は、平成27年度、28年度の2カ年をかけて、高瀬下水処理場の上部に、サッカーやタグラグビー、グラウンドゴルフなど多目的に利用できることを目的に整備したものです。この条例の施行日は平成28年10月1日を予定しております。

また、使用料につきましては、財政課と現在協議中ではありますが、財政課が使用料、手数料の算定の基本的な考え方というのを施行しておりますので、それに基づき協議しております。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

先ほどと同じように、この案件につきましても、平成28年度第3回船橋市議会定例会に提案するよう事務を進めるというようなこともあわせてご検討いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

【石坂委員】

使用時間ですが、2時間で検討されているのでしょうか。

【生涯スポーツ課長補佐】

はい。2時間を予定しております。

【石坂委員】

公民館ですと3時間という枠でやっていますが、公民館とは違いますけれども、2時間という利用者からするとちょっと短いような気がしますけれども、どうでしょうか。

【生涯スポーツ課長補佐】

一応、現在、行田運動広場も2時間でやっておりまして、特に皆様からそういう苦情は受けておりません。恐らく3時間等にしてしまいますと、逆に利用者が限られてくることもあり、担当課としては2時間が適当と考えております。

【委員長】

よろしいですか。

ありがとうございます。

それではこれにつきましても、市議会定例会に提案するよう、準備を進めることとしてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

続きまして、報告事項（10）について、学務課、報告をお願いいたします。

【学務課長】

別冊2の13ページをごらんください。

（仮称）船橋市立船橋高等学校第3体育館新築工事請負契約の変更について、報告をいたします。本工事を進めるに当たり、労務単価の運用に係る特別措置が必要となります。これはインフレスライド条項と同様、労務単価の上昇に伴い、増額の変更契約を行うものです。インフレスライド条項は指定日の時点で既に本契約した工事が対象となるため、現段階では該当しませんが、労務単価の適用に係る特別措置は指定日の時点で旧労務単価等にて設計額、予定価格を算定して入札を行い、仮契約を締結したものの議会承認等にかかわる事務日程の関係上、新労務単価等適用日以降に本契約となる工事を対象とするもので、本工事はこれに該当いたします。既に契約の相手である日本国土・京葉都市特定建設工事共同企業体から、変更契約に応じる旨の連絡があり、関係部署と協議を行った後、7月5日付にて仮契約を締結いたしました。

契約金額について、20億3,461万2,000円が、20億3,893万920円となり、431万8,920円の増額となります。継続費の執行差金内でおさまるため、継続費の補正は必要ありませんが、本工事の請負工事費は2億5,000万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、変更契約にかかわる議案を上程することになります。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

ご意見、ご質問等、お願いいたします。

あわせて第3回市議会定例会に提案するよう事務を進めることについても、ご審議をいただければと思います。

【佐藤委員長職務代理者】

ちょっとわからないので教えていただきたいのですが。この特例に関する契約内容の変更というのは、労務単価が変更したときには必ずこういうことが起こり得るという考えで宜しいのでしょうか。

【学務課長】

はい。そのようなことになります。

【佐藤委員長職務代理者】

ちなみに労務単価というのはどのぐらいの周期で変更になっているかわかりますか。

【学務課長】

すみません。契約等の細かい点については、契約課に確認をさせていただいて、お答えしたいと思います。

【委員長】

ほか、いかがでしょうか。

それではこの案件につきまして、第3回船橋市議会定例会に提案するように事務を進めるということで、ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

続きまして、報告事項（11）について、施設課、報告お願いいたします。

【施設課長】

施設課から、学校用地の取得について、説明させていただきます。

本件につきましては、先月の定例教育委員会でも説明をさせていただいております案件です。坪井中学校正門に面する、市道00-130号線、こちらは17ページの測量図、こちらにございます、これに拡張整備に伴いまして、道路部より道路で整備する部分を除いた学校に隣接する土地について、学校用地として取得することについて打診がございました。これを受けまして検討したところ、歩道の整備は、登下校時の子どもたちの安全の確保に必要であること、また、学校としても隣接する土地をぜひ利用したいという要望がございましたことから、今回、学校用地として取得するものでございます。

面積が1,002.47平方メートル、買収予定額が6,014万8,200円となります。

説明は以上となります。

【委員長】

ありがとうございます。

この案件につきましても、先ほど同様第3回船橋市議会定例会に提案するよう、事務を進めてよいかについても一緒に、ご意見、ご質問等お願いいたします。

【石坂委員】

道路に面しているので、子どもたちの安全を考えれば当然ここはあったほうが良いと思いますが、学校側としてそのほかに何か利用する予定は何かありますか。

【施設課長】

現在でも、土地所有者のご厚意により、無償で用地をお借りしているという状況にあります。そちらは学校の菜園、野菜とかお花を植えたりして、学校では有効に利用しているところがございます。

あとその他のところについては、最初に工事が道路から入りますので、道路の所管部署が住民説明を行って工事に入ると思います。そちらの住民の意向を聞きながら、また学校の意向も聞きながら、残りの土地の使用については考えてまいりたいと思っております。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、この案件につきましても、平成28年第3回船橋市議会定例会に提案するよう事務を進めることとして、よろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

続きまして、報告事項（12）について、保健体育課、報告お願いいたします。

【保健体育課長】

19、20ページ、報告事項（12）となりますけれども、財政課との協議で変更がございましたので、差しかえを机上に配付させていただきましたのでごらんください。

変更部分は裏面の学校給食調理業務につきましての、前原小学校についてのところになります。ご説明させていただきます。

まず1件目、学校給食調理業務委託料八木が谷小学校ほか37校でございます。期間は平成28年度から31年度。限度額28億9,263万1,000円に、消費税及び地方消費税を加えた額となります。昨年度まで第4回定例会で議案を提出いたしまして、議決後、1月に公告、2月に開札をしておりましたけれども、今年度ごらんのとおり、入札件数が20件と多いこと。また、近隣市では入札時期が11月に実施されていることなどを考慮いたしまして、関係課との協議の上、時期を早めて本議案を提出させていただくものです。

2件目は、学校給食調理業務委託料の前原小学校についてでございます。前原小学校は7月から委託化に向けた改修工事を開始いたしまして、平成29年2月中旬から調理業務を委託化するため、今年度当初に既に債務負担の補正を提出させていただいたところです。今回、パート調理員のいわゆる年金機能強化法の施行がございまして、この人件費の見直しに伴いまして、差額を追加要求するものです。要求額は歳出予算の補正としては30万6,000円。債務負担行為補正として1,252万5,000円にそれぞれ消費税、地方消費税を加えた額となります。

なお、詳細な金額につきましては、財政課とのヒアリングがこれからございますので、まだ確定額ではございません。

以上、ご報告でございます。よろしく申し上げます。

【委員長】

ありがとうございます。

ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

この案件につきましても、平成28年第3回船橋市議会定例会に提案するよう事務を進めるということでよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

続きまして、報告事項（13）について、文化課、報告をお願いいたします。

【文化課長】

報告事項（13）、資料は別冊2、21ページをお開きください。

内容は、文化振興基金積立金の増額についてでございます。まず資料を作成時に金額がわからなかったものですから、αということで表記してございますが、15日に全ての精算が終わったという報告がございました。αの部分につきましては、118万5,467円という報告が、吉澤野球博物館の理事のほうからございました。総額1,295万1,386円ということになります。

今回の補正の内容ですけれども、一般財団法人吉澤野球博物館から5月25日に1,176万5,919円の寄附があり、社会教育寄附金として受け入れていますが、7月中旬まで当博物館では残務整理を行っておりまして、その間の光熱費、人件費等が発生するために、最終的に残余財産の金額が確定する時期が7月中旬になると当初からお話がありました。7月15日に最終の金額が出たと報告がございましたので、文化振興基金に先ほどの1,295万1,386円の積み立てを行う必要が生じ、平成28年9月に補正予算の議案を提出するものでございます。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

ご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

この案件につきましても平成28年第3回船橋市議会定例会に提案するよう事務を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

続きまして、その他、何か報告したいことがある方は報告をお願いいたします。

文化課、お願いします。

【文化課長】

資料は委員の皆様のお机の上に位置図を置いてございます。

その他の内容といたしまして、ご報告したい件が1件ございます。

京成船橋駅東地区市街地再開発事業及びそれに伴う美術館整備についてでございます。お手元の位置図をごらんください。

美術館につきましては、平成12年9月に、(仮称)清川記念館運営検討委員会の提言を受けて以降、美術館設置に向けた事務を進めて参りました。しかし、社会情勢の変化や美術館に求めるものへの変化、また吉澤野球博物館からの美術品の寄贈に伴い、平成25年度に、船橋市美術館運営等検討委員会を設置し、美術館構想の見直しを行ってまいりました。平成27年度には委員会からの提言書を踏まえ、今後の方針について、美術館設立検討委員会で検討を行いました。

検討の結果、お手元の位置図をごらんいただきたいのですが、位置図の丸が2カ所あるかと思えます。その下のほうの丸で囲ってあるのが当初の計画地、本町4丁目公園では、提言内容を実施するには規模が足りず、当地での美術館整備を見送る旨、平成27年11月10日の政策会議で報告を行ったところです。その後、新たな用地のめどは立っていない状況でございました。

このような中、京成船橋駅東地区市街地再開発準備組合から、位置図中央の丸、京成船橋駅東地区の再開発事業を検討する中で、再開発ビル内に公共施設として美術館を取り入れたいとの要望があり、都市整備課から文化課に打診がありました。文化課といたしましては、当該地の立地条件などが美術館設置の候補地として適していると考えております。

以上のことから、今後の方向性について、ぜひとも教育委員会の委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思ひ、本日報告をさせていただきました。

なお、今後の進捗状況につきましては、この教育委員会を通じて、順次報告をさせていただきたいと思っております。

なお、位置図につきましてはまだ構想段階でありますことから、後ほど回収をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

ご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

【石坂委員】

船橋市立美術館となると、名称についてはわかりませんが、この駅直近のどこ

ろでこれまでの所蔵品が、一度に展示できたら大変すばらしいことだと思います。先日、西安の方たちがいらしたときにも、船橋市内ではアンデルセン公園とプラネタリウムの2カ所だったので、市を訪れる方たちにお伝えできる場所があればいいなと思います。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

ほかは、いかがでしょうか。どうぞ。

【佐藤委員長職務代理者】

私はもともと小さなものであっても、おもしろいかなとは思ってはいたのですが、ただ船橋市は余りにも文化施設が少な過ぎる。そういう意味でいうと、広く面積をとれる美術館ができるということは、ぜひやっていただきたいなと思いますし、文化的な計画をそういうところも考えると、今まで以上に幅広い展示ができるのかなと思いますので、ぜひ進めていただければなと思います。

一つ加えて言うならば、清川さんのご自宅に近いということもありますし、場所的な意味でも整合性がつくのかなと思います。それと、これからそういったことというのはある意味、慎重にやらなければならないことがたくさんありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

【委員長】

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

それでは私も感想ですが、中心市街地を活性化をするという、フェイスビルもあり、当然、駅舎があり、それに直結しているわけですので、文化施設の一つのまちの新たなシンボルになり得るかなというふうに思います。あわせて、こうした中心市街地の中に再開発ビルを建てて、その一角に文化施設を設置するということなので、大勢の来訪者も期待できるし、船橋のいろいろな宝物を見ていただけるという意味では大変いいことでは思います。

教育委員会と市長部局の担当課、さまざまな調整が必要かと思いますが、ぜひ進めていただければと思います。

この件、よろしいでしょうか。

それでは、本日予定しておりました議案等の審議は終了いたしました。

これで教育委員会会議7月定例会を閉会といたします。

どうもありがとうございました。

午後 0時06分閉会